

## 木造校舎の構造設計標準(JIS A 3301) 対応方針(素案)

### 1. 現状

#### 《JIS A 3301》

- 制定(昭和31年)当時と同じ平面形態
  - ・ 片廊下型であり、校舎端部に特別教室の配置を前提とした平面計画
- 昭和 58 年改正以降見直されていない構造形式など
- 活用されていない
  - ・ 本 JIS 規格の存在が認知されていない
  - ・ 使用するメリットがあまりなく、使い勝手も良くない
- 設計者等の不足に対応(制定時)
  - ・ 児童生徒数増加に伴う学校建設需要への対応

#### 《取り巻く状況》

- 現在の教育活動等に対応した多様な学校施設づくり
  - ・ 多様な教育活動に柔軟に対応できるオープンスペースなどの多目的スペースの整備など
- 木造技術の進展
  - ・ 現在木造建築に用いられている様々な構造形式や材料など
- 学校施設に木材を利用した豊かな教育環境づくりの推進
  - ・ 子どもたちへの心理的効果や快適な学習環境の形成など、木材利用の意義を踏まえた学校施設の木造化等の推進
  - ・ 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行
- 大規模木造建築物の経験がある設計者等が少ない
  - ・ 大規模の木造建築物が少ない
- 関係法令の改正など

### 2. 対応方針

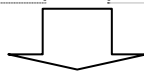
JIS A 3301 について、現状の取り巻く状況に対応した所要の見直しを行う

### 《基本的な方向性》

- 多様な学校施設づくりへの対応
- 学校施設での木材利用の促進に資する(取組みやすい環境整備)
- 現在の木造技術、現行法令等への対応

### 《懸念される点》

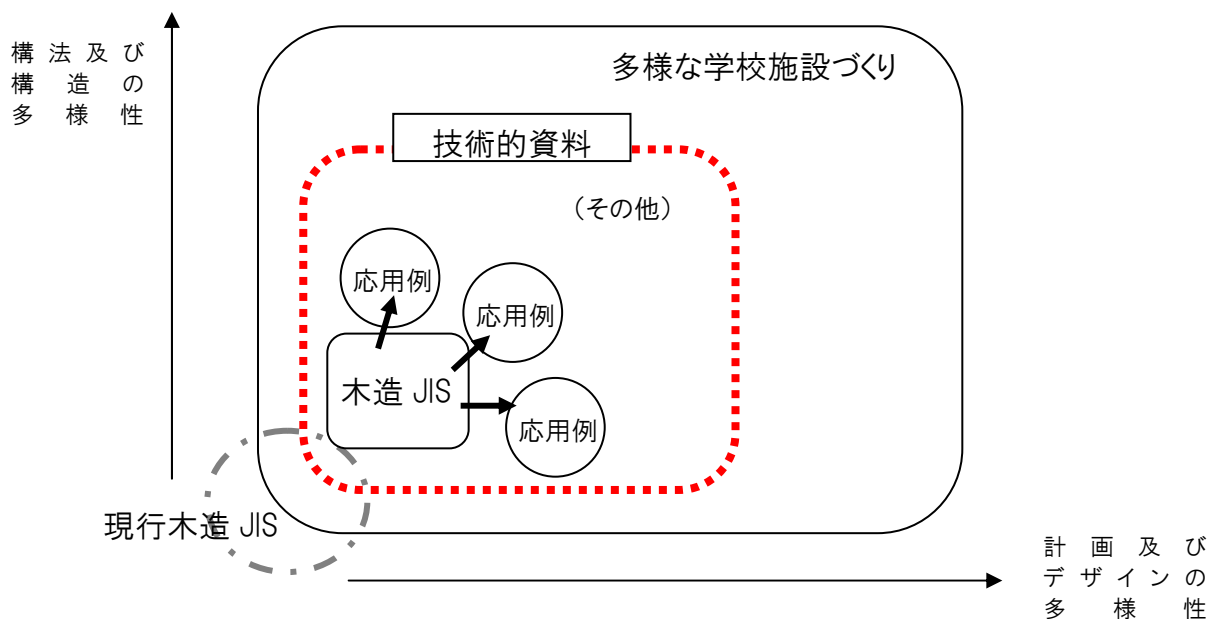
- 木造校舎の計画・設計において、本 JIS 規格だけでは解決できない様々な課題があるのではないか  
例えば、  
・平面計画や構造形式などのすべての“多様”に対応した“規格”とすることは困難ではないか など
- 見直し後に本 JIS 規格が活用される可能性はあるか



### 《対応方針》

- 本 JIS 規格を含む木造校舎の計画・設計に係る技術的資料を整備
    - 設計例としての本 JIS 規格とその応用例、またそれらの趣旨や構造計算、解説
    - 本 JIS 規格や応用例では網羅しきれない多様な計画・構造やメンテナンス等に関する事項や留意点等を解説
    - 関係法令に関する留意点等も解説
- 学校設置者にとって、木造校舎が無理なく作るができると思えるもの
  - 設計者にとって、木造校舎の計画・設計時に参考かつ省力化につながるもの
  - 木造建築物を取り巻く生産等のシステムにとって、活性化につながるもの

### 《参考》 技術的資料のイメージ



木造校舎の構造設計標準(JIS A 3301)  
見直しの基本方針(素案)

- 技術的資料において設計例の一つとして本 JIS 規格を位置付ける場合、本 JIS 規格の見直しの基本方針は、以下のようにしてはどうか。
- ① 平面計画については、多様な学習形態、弾力的な集団による活動にも対応できるよう、教室との一体利用が可能なオープンスペースにも対応可能なものとしてはどうか。
  - ② 材料・構法等については、特殊なものではなく、どの地域でもある程度の対応が可能なものとしてはどうか。
  - ③ 建設コストについては、可能な限り割高にならないような配慮が必要ではないか。
- 本 JIS 規格の見直しに当たっては、
- ・ 木の良さ、木造の特質を活かした空間づくり
  - ・ 木材の生産・調達の現状も踏まえつつ、学校校舎に適した新たな木材寸法等
  - ・ メンテナンス、耐久性
- などについて、配慮してはどうか。

### 技術的資料における対応(素案)

木造 JIS:「木造校舎の構造設計標準(JIS A 3301)」とその解説など

応用例:木造 JIS を応用した設計例とその解説など

その他:木造 JIS 及び応用例以外の技術的事項に係る解説など

検討課題	技術的資料		
	木造 JIS	応用例	その他
木造校舎に取組みやすい環境づくり	○	○	○
多様な学習形態、弾力的な集団による活動への対応	○	○	○
階高設定	○	○	○
構造形式	○	○	○
材料	○	○	○

検討課題	技術的資料		
	JIS	JIS 応用	その他
関係法令への対応	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木造 JIS 及び応用例で対応する構造計算ルート及び防耐火関連規定(一般木造、準耐火建築物等)について検討が必要。</li> <li>・ 関係法令に関する留意点等についても解説してはどうか。</li> </ul>		
耐震性能の強化	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要度係数を用いるかどうかは、学校設置者の判断となるが、文部科学省では、学校施設の場合、設計時の地震力の割増し(1.25 倍)を推奨。</li> </ul>		
3階建て校舎への対応	P	P	P
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3階建ての木造の校舎に係る防火規制の見直しの動向を踏まえ、これに係る建築基準法改正後に対応を検討してはどうか。</li> <li>・ なお、3階建て木造校舎については、建築基準法の規定により、構造計算適合性判定を要する建築物となる。</li> </ul>		